

大村市立図書館視聴覚資料収集方針

1 目的

この収集方針は「ミライ on 図書館資料収集方針」に基づき、視聴覚資料収集について必要な事項を定めることを目的とする。

2 収集資料

- ① 視聴覚資料については、録音資料と映像資料を収集する。
- ② 録音資料はCDを中心に収集する。
- ③ 映像資料はDVDを中心に収集する。

3 収集基準

- ① 郷土に関連する資料については積極的に収集する。
- ② 公共図書館の役割をふまえ、生涯学習の一助となる教養・教育・芸術的な資料価値を持つ作品を幅広く収集する。
- ③ 利用者のニーズを把握することに努めるとともに、その時の話題性に拠らず、長期にわたり利用が見込まれるような一定の評価が認められる作品を収集する。
- ④ 著作権法等の動向に留意し、原則として個人貸出に関する許諾を得たものを収集する。
- ⑤ 民間のレンタルショップ等と競合しない作品を収集することに留意する。

4 選定基準

(1) 録音資料

- ① クラシック音楽は、特定の作曲家や演奏家、楽曲に偏ることなく、国内外問わず基礎的な作品を、幅広く収集する。
- ② 邦楽や洋楽などのポピュラー音楽や、童謡などの児童向け音楽は、評価が定まったものを幅広く収集する。
- ③ 音楽分野以外にも、朗読資料や講演会資料、落語などの文化芸能資料など、録音資料として有効な作品を幅広く収集する。

(2) 映像資料

- ① 歴史映像資料、文化映像資料は、記録的価値の高いものを中心に収集する。
- ② 劇映画は、著名な賞を受賞した作品や資料的価値の高い作品を幅広く収集する。
- ③ 教養を高めることを目的としたものや、映像による解説として有効な作品を中心に収集する。

附則

この方針は、令和元年7月12日から適用する。